

福島県過疎・中山間地域振興条例 条文新旧対照表

新	旧
<p>目次 前文 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策（第七条―第十三条） 第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進（第十四条―第十八条） 第四章 委任（第十九条） 附則</p> <p>福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。</p> <p>しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、耕作放棄地の増大、森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。</p> <p>こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一</p>	<p>目次 前文 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策（第七条―第十二条） 第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進（第十三条―第十七条） 第四章 委任（第十八条） 附則</p> <p>福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。</p> <p>しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、耕作放棄地の増大、森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。</p>

日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている。

こうした状況の下、東日本大震災や自然災害の影響を克服し、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることなど、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要な課題となっている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の振興を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

(基本方針)

第三条 [略]

2 5 [略]

こうした状況の下
、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ること

重要な課題となっている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の振興を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

(基本方針)

第三条 [略]

2 5 [略]

6 過疎・中山間地域においては、前各項に掲げるものに加え、東日本大震災による被害及び影響を克服するための取組による地域づくりが図られなければならない。

(持続可能な地域社会の実現等)

第十一条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができ、再生可能エネルギーの研究開発への取組その他資源の有効活用、再生可能エネルギーの促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(東日本大震災による被害等の克服)

第十二条 県は、過疎・中山間地域における東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、生活基盤の整備、豊かな自然環境の回復、地域社会の維持・再生、これまでの常識にとられない大胆な発想に基づく産業の創出その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の措置)

第十三条 [略]

(地域づくり計画の策定)

第十四条 [略]

(集落等に対する支援)

第十五条 [略]

(持続可能な地域社会の実現等)

第十一条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができ、再生可能エネルギーの研究開発への取組その他資源の有効活用、再生可能エネルギーの促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 [略]

(その他の措置)

第十二条 [略]

(地域づくり計画の策定)

第十三条 [略]

(集落等に対する支援)

第十四条 [略]

(推進体制の整備)
第十六条 [略]

(財政上の措置)
第十七条 [略]

(年次報告)
第十八条 [略]

第十九条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(推進体制の整備)
第十五条 [略]

(財政上の措置)
第十六条 [略]

(年次報告)
第十七条 [略]

第十八条 [略]